

学校法人ものづくり大学
ガバナンス・コード
＜第1版＞

施行日 2021年4月1日

注) 学校法人ものづくり大学ガバナンス・コードは、日本私立大学協会が制定した「私立大学版 ガバナンス・コード＜第1版＞」を規範として制定しています。

第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重	1
1—1 基本理念	
1—2 教育と研究の目的（私立大学の使命）	
第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）	3
2—1 理事会	
2—2 理事	
2—3 監事	
2—4 評議員会	
2—5 評議員	
第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）	7
3—1 学長	
3—2 教授会	
第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）	8
4—1 学生に対して	
4—2 教職員等に対して	
4—3 社会に対して	
4—4 危機管理及び法令遵守	
第5章 透明性の確保（情報公開）	10
5—1 情報公開の充実	

第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重

私立大学の存在意義は、建学の精神・理念にあり、それに基づく独特の学風・校風が自主性・自律性として尊重され、個性豊かな教育・研究を行う機関として発展してきました。

私立大学は、社会の発展と安定に不可欠な極めて厚い中間層の形成に大きく寄与してきました。また、私立大学は地域社会において高等教育へのアクセスの機会均等と知的基盤としての役割も果たしてきました。

ものづくり大学の設立準備段階の社会情勢においては、国内におけるものづくり産業の空洞化や、団塊の世代の定年退職による産業技術者の不足が予想され、改めてものづくりを基盤とする産業の重要性が見直され、ものづくりに対する教育環境を整備拡大していくことが必要不可欠とされていました。こうした状況において、「ものづくり基盤技術振興基本法（平成11（1999）年3月19日法律第2号）」第9条に基づいて策定された「ものづくり基盤技術基本計画」（平成12（2000）年9月）において、「ものづくり大学」設立に対する国の支援が明示されました。これらにより、国や本学の基本理念、使命・目的に賛同する地方自治体及び産業界からの支援を受け、産学官の連携協力により、時代と社会の要請にかなった大学として平成13年（2001）年4月にものづくり大学は開学しました。

今後とも、学校法人ものづくり大学及びものづくり大学は、建学の精神に基づく、私立大学としての使命を果たしていくために、また、教職員はその使命を具現化する存在であるために、適切なガバナンスを確保して、時代の変化に対応した大学づくりを進めていきます。

また、中期的な計画を策定・公表し、学生をはじめ様々なステークホルダーに対し、私立大学の教育、研究及び社会貢献の機能を最大化し、価値の向上を目指していきます。

1-1 基本理念

(1) 基本理念

基本理念は次のとおりです。

- ①ものづくりに直結する実技・実務教育の重視
- ②技能と科学・技術・芸術・経済・環境とを連結する教育・研究の重視
- ③時代と社会からの要請に適合する教育・研究の重視
- ④自発性・独創性・協調性をもった人間性豊かな教育の重視
- ⑤ものづくり現場での統率力や起業力を養うマネジメント教育の重視
- ⑥技能・科学技術・社会経済のグローバル化に対応できる国際性の重視

(2) 基本理念に基づく育成すべき人材像

基本理念に基づく人材像は次のとおりです。

高度なものづくりに対応できる基礎学力と専門的知識および高度な技能技術を併せ持ったテクノロジストを育成する。

1—2 教育と研究の目的（私立大学の使命）

（1）基本理念に基づく教育目的等

本学の基本理念に基づく、教育目的及び研究目的は次のとおりです。

・大学の教育目的及び研究目的

本学は、高度な技能と技術の融合した実践的な技能工芸に関する教育及び研究を行い、加えて豊かな社会性・創造性・倫理性を身につけた技能技術者を育成することを目的とし、あわせてものづくりに対する社会的評価の向上と世界の発展に貢献することを使命とする。

（2）中期的（原則として5年以上）な計画の策定と実現に必要な取組みについて

- ①安定した経営を行うために、認証評価を踏まえて中期的な学内外の環境の変化の予測に基づく、適切な中期的な計画の検討・策定をします。
- ②中期的な計画の進行状況、財務状況については、理事会・評議員会、大学運営連絡協議会及び経営戦略会議で進捗状況を管理把握し、その結果を内外に公表するなど、透明性ある法人運営・大学運営に努めています。
- ③財政的な裏付けのある中期的な計画の実現のために、経営陣全体や経営陣を支えるスタッフの経営能力を高めていきます。
- ④改革のために、教職協働の観点からも事務職員の人材養成・確保など事務職員の役割を一層重視します。
- ⑤経営陣と教職員が中期的な計画を共有し、教職員から改革の実現に際して積極的な提案を受けるなど法人全体の取組みを徹底します。
- ⑥中期的な計画に盛り込む内容例
 - ア 教育の質の向上の具体策
 - イ 就職支援と学生生活のサポートに関する具体策
 - ウ 入学定員確保の具体策
 - エ 産学官金連携した研究・教育に関する具体策
 - オ 社会・地域・国際貢献に関する具体策
 - カ ブランドの具現化による統一された広報活動の具体策
 - キ 組織力向上と人材育成に関する具体策
 - ク 財務力と施設の向上に関する具体策

（3）私立大学の社会的責任等

- ①自主的に運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図るよう努めます。
- ②学生を最優先に考え、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、教職員、学

生保護者、卒業生、地域社会構成員等他のステークホルダーとの関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭に学校法人経営を進めます。

- ③私立大学の目的達成のためには、多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）をはじめ、多様性への対応を実施します。

第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）

私立大学は、社会から、教育・研究及び成果の社会への還元という公的使命を負託されており、社会に対して説明責任を負っています。従って、その設置者である学校法人は、経営を強化しその安定性と継続性を図り、私立大学の価値の向上を実現し、その役割・責務を適切に果たします。学校法人は、このような役割・責務を果たすため、自律的なガバナンスに関する基本的な考え方及び仕組みを構築します。

2-1 理事会

（1）理事会の役割

①意思決定の議決機関としての役割

ア 理事会は、学校法人の経営強化を念頭におき業務を決し、理事の職務執行を監督します。

②理事会の議決事項の明確化

ア 理事会において議決する学校法人における重要事項を寄附行為等に明示します。

イ 理事会において議決された事項は、議事録に記録し、保管します。

ウ 理事会へ業務執行者から適切な報告がなされるよう留意します。

③理事及び大学運営責任者の業務執行の監督

ア 理事会は、理事及び設置大学の運営責任者（学長、学長補佐及び学部長等）に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に大学の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かします。

イ 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。

④実効性のある開催

ア 年間の開催計画や、理事会における審議事項については事前に全理事で共有します。

イ 審議に必要な時間は十分に確保します。

- ⑤役員（理事・監事）は、（ア）その任務を怠り、学校法人に損害を与えた場合、（イ）その職務を行う際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償する責任を負います。

- ⑥役員（理事・監事）が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責

任を負います。

- ⑦役員（理事・監事）の学校法人に対する責任が加重とならないよう損害賠償責任の減免の規定を整備します。
- ⑧理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わるできません。

2—2 理事

(1) 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化

- ①理事長は、学校法人を代表し、その業務を総括します。
- ②理事長を補佐する理事として、常勤の理事を置きます。
- ③理事長及び理事の解任については、寄附行為に明確に定めます。
- ④理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行います。
- ⑤理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。
- ⑥理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長及び監事に報告します。
- ⑦利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受ける必要があります。

(2) 学内理事の役割

- ①教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進します。
- ②教職員として理事となる者については、教職員としての業務量などに配慮しつつ、理事としての業務を遂行します。

(3) 外部理事の役割

- ①外部理事のうちから会長を選任し、会長は法人の業務を総理します。
- ②理事総数の半数を超えて、外部理事（私立学校法第38条第5項に該当する理事）を選任します。
- ③外部理事は、学校法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行します。
- ④外部理事から活発な意見をいただく議事運営に努めるとともに、理事会での意見を最大限、大学運営に活かします。

2—3 監事

(1) 監事の責務（役割・職務範囲）について

- ①監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。
- ②監事は、その責務を果たすため、事前に定めた監事監査要綱等に則り、理事会その他の重要会議に出席し、意見を述べることができます。
- ③監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査します。
- ④監事は、学校法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、所轄庁に報告し、又は理事会・評議員会へ報告します。さらに、理事会・評議員会の招集を請求できるものとします。
- ⑤監事は、理事の行為により学校法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できます。

(2) 監事の選任

- ①監事の独立性を確保する観点を重視し、理事長は理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、監事を選任します。
- ②監事は2名置くこととします。
- ③監事の業務の継続性が保たれるよう、就任・退任時期について十分考慮します。

(3) 監事監査基準

- ①監査機能の強化のため、学校法人ものつくり大学監事監査要綱を作成します。
- ②監事は、監査計画を定め、関係者に通知します。
- ③監事は、学校法人ものつくり大学監事監査要綱に基づき監査を実施し、監査結果を具体的に記載した監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、これを公表します。

(4) 監事業務を支援するための体制整備

- ①監事、公認会計士による監査結果について、意見を交換し監事監査の機能の充実に図ります。
- ②監事に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。
- ③学校法人は、監事に対し、理事会審議事項について必要な情報提供を行います。
- ④その他、監事の業務を支援するための体制整備に努めます。

2—4 評議員会

(1) 諮問機関としての役割

次に掲げる事項について、理事長は、評議員会に対し、あらかじめ、評議員会の意見を聞きます。なお、諮問事項に関して特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができません。

- ①予算及び事業計画
- ②事業に関する中期的な計画
- ③借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）及び基本

財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分

- ④役員に対する報酬等の支給基準
- ⑤予算外の新たな業務の負担又は権利の放棄
- ⑥寄附行為の変更
- ⑦合併
- ⑧目的たる事業の成功の不能による解散
- ⑨寄附金品の募集に関する事項
- ⑩その他、学校法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(2) 評議員から活発な意見をいただく議事運営に努めます。

(3) 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。

(4) 評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。その際、事前に理事長は当該監事の資質や専門性について十分検討します。

2—5 評議員

(1) 評議員の選任

①評議員の人数は、理事人数に対して十分な人数を選任します。

②評議員となる者は、次に掲げる者としています。

ア 学校法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者

イ 学校法人の設置する大学を卒業した者で年齢 25 年以上の者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者

ウ 学識経験者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者

③学校法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問に答えるため、評議員総数の半数を超えて、外部から評議員を選任し、多くのステークホルダーから、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出します。

④評議員の選任方法は、寄附行為に定める各選出区分により推薦された者について、寄附行為の定めに従い、選任する扱いとしています。

(2) 評議員への情報の提供など

①学校法人は、評議員に対し、評議員会審議事項に関し必要な情報提供を行います。

②評議員からの評議員会での意見を最大限、大学運営に活かします。

第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）

学長の任免は、ものづくり大学学長選任規程に基づき、候補者を選考し、理事会の議を経て、理事長が任命することとしており、学校法人ものづくり大学及びものづくり大学組織規程において、「学則の定めるところに従い、大学の教学に関する事項を掌理し、教育職員を統督する。」としています。

私立学校法において、「理事会は、学校法人の業務を決する」とありますが、理事会及び理事長は、大学の目的を達成するための各種政策の意思決定、学長補佐、学部長等の任命、教員採用等については、学長の意向が十分に反映されるように努めます。

3—1 学長

（1）学長の責務（役割・職務範囲）

- ①学長は、学則第1条に掲げる「高度な技能と技術の融合した実践的な技能工芸に関する教育及び研究を行い、加えて豊かな社会性・創造性・倫理性を身につけた技能技術者を育成することを目的とし、あわせてものづくりに対する社会的な評価の向上と世界の発展に貢献することを使命とする。」という目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括し、所属教職員を統督します。
- ②所属教職員が、学長方針、中期的な計画、学校法人経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。

（2）学長補佐体制

- ①学部長の役割については、組織規程において「学部長は、学長の命を受けて、学部の教育及び研究に関する業務を統括する。」としています。
- ②教務長の役割については、組織規程において「教務長は、学長の命を受けて、インターンシップ及び学生に関する業務を管掌する。」としています。
- ③大学に学長補佐を置くこととしており、学校法人ものづくり大学及びものづくり大学組織規程（以下、「組織規程」という。）において「学長補佐は、学長を補佐し、その命を受けて、所掌に係る業務を管掌する。」としています。
- ④ものづくり研究情報センター長の役割については、組織規程において「ものづくり研究情報センター長は、学長の命を受けて、ものづくり研究情報センターに関する業務を管掌する。」としています。
- ⑤図書情報センター長の役割については、組織規程において「図書情報センター長は、学長の命を受けて、図書情報センターに関する業務を管掌する。」としています。

3—2 教授会

(1) 教授会の役割（学長と教授会の関係）

大学の教育研究の重要な事項を審議するために教授会を設置しています。審議する事項については、ものづくり大学学則及びものづくり大学教授会規程に定めています。

ただし、学校教育法第93条に定められているように、教授会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。

第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）

私立大学は、常に時代の変化に対応した高い公共性と信頼性が確保されなければなりません。基本理念に基づき自律的に教育事業を担う私立大学は、こうした高い公共性と信頼性のもとでの社会的責任を十二分に果たして行かねばなりません。ステークホルダー（学生・保護者、同窓生、教職員等）はもとより、広く社会から信頼され、支えられるに足る存在であり続けるために、公共性と信頼性を担保する必要があります。

4—1 学生に対して

(1) 学生の学びの基礎単位である学部等においても、3つの方針（ポリシー）を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。

①学部ごとの3つの方針（ポリシー）

ア 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

イ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

ウ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

②自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に努めます。

③ダイバーシティ・インクルージョン（多様性の受容）の理念を踏まえ、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。

4—2 教職員等に対して

(1) 教職協働

実効性ある中期的な計画の策定・実行・評価・改善（PDCAサイクル）による大学価値向上を確実に推進するため、教員と職員は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確

保します。

(2) ファカルティ・アンド・スタッフ・ディベロップメント：FSD

基本理念に基づき、その使命を果たすとともに、大学を取り巻く環境の変化や高度化・複雑化する課題に対応するため、教職員が大学の運営全般に関する改善を図るための取組みを推進します。

①ファカルティ・ディベロップメント：FD

ア 3つの方針（ポリシー）の実質化と教育の質保証の取組みを推進するため、教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長のもとにFD推進組織を整備し、FD基本方針と年次計画に基づき取組みを推進します。

②スタッフ・ディベロップメント：SD

ア 全ての教員・事務職員等はその専門性と資質の向上のための取組みを推進します。

イ SD推進に係る基本方針と年次計画を定め、計画的な取組みを推進します。

ウ 教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性、資質の高度化に向け、年次計画に基づき業務研修を行います。

4—3 社会に対して

(1) 認証評価及び自己点検・評価

①認証評価

平成16（2004）年度から、全ての大学は、7年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられました。本学も評価機関の評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。

②自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革（PDCAサイクル）の実施

中期的な計画に基づいた教育目標や組織目標の実現に向け、年度ごとに行動計画を策定し、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえ、改善・改革するために、次年度の行動計画を策定し、実行します。

③学内外への情報公開

自己点検や改善・改革に関わる情報及び保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たします。

(2) 社会貢献・地域推進

①資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めます。

- ②産官学の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たすとともに、産学、官学等の結節点として機能します。
- ③地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供します。
- ④教育研究活動を通じて、SDGs の推進を図り、環境問題をはじめとする社会全体のサステナビリティを巡る課題について対応します。

4—4 危機管理及び法令遵守

- (1) 危機管理のための体制整備
 - ①危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取り組めます。
 - ア 大規模災害
 - イ 不祥事（ハラスメント、公的研究費不正使用等）
 - ②災害防止、不祥事防止対策に取り組めます。
 - ア 学生等の安全安心対策
 - イ 減災・防災対策
 - ウ ハラスメント防止対策
 - エ 情報セキュリティ対策
 - オ その他のリスク防止対策
- (2) 法令遵守のための体制整備
 - ①全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程（以下、法令等という。）を遵守するよう組織的に取り組めます。
 - ②法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図ります。

第5章 透明性の確保（情報公開）

私立大学は、日本における高等教育の大きな担い手であり、公共性が高く、社会に質の高い重要な労働力を提供する機関であることを踏まえ、法人運営・教育研究活動について、透明性の確保にさらに努めます。

私立大学は、多くのステークホルダーから支持されることが必要ですが、大学の目的は教育・研究・社会貢献等多岐にわたっており、それぞれに異なるステークホルダーが存在することを踏まえた上で、法人運営・教育研究活動の透明性を確保します。

私立大学は、高等教育を担う公共性の高い機関であることから、企業のように、利益を追求する「株主への説明責任である」との位置づけとは異なり、法人運営・教育研究活動の公共性・適性を確保し、透明性を高める観点からステークホルダーへの説明責任を果たします。

5—1 情報公開の充実

(1) 法令上の情報公表

公表すべき事項は学校教育法施行規則（第172条第2項）、私立学校法等の法令及び日本私立大学団体連合会のガイドライン等によって指定若しくは一定程度共通化されていますが、公開するとした情報については主体的に情報発信していきます。

①教育・研究に資する情報公表

- ア 大学の教育研究上の目的
- イ 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）
- ウ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）
- エ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）
- オ 教育研究上の基本組織
- カ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績
- キ 入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業又は修了者数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況
- ク 授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画
- ケ 学修成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準
- コ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境
- サ 授業料、入学料等の大学が徴収する費用
- シ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援
- ス 学生が修得すべき知識及び能力

②学校法人に関する情報公表

- ア 財産目録・貸借対照表・収支計算書
- イ 寄附行為
- ウ 監事の監査報告書
- エ 役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く）
- オ 役員報酬に関する基準
- カ 事業報告書

(2) 自主的な情報公開

法律上公開が定められていない情報についても、積極的に自らの判断により努めて最大限公開します。事例としては次のような項目があります。

①教育・研究に資する情報公開

- ア 海外の協定校及び海外派遣学生者数
- イ 大学間連携
- ウ 地域連携並びに産学官関係

②学校法人に関する情報公開

ア 中期的な計画

(3) 情報公開の工夫等

- ①上記(1)②及び(2)②の学校法人に関する情報については、Web 公開に加え、事務所に備え置き、請求があれば閲覧に供します。
- ②情報公開に当たっては、対象者、方法、項目等を明らかにした情報公開方針を策定し、公開します。
- ③公開方法は、インターネットを使った Web 公開が主流ですが、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、「大学ポートレート」を活用するほか、学校要覧、入学案内、広報誌、各種パンフレット等の媒体も活用します。
- ④公開に当たっては、分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も常に工夫します。